

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

地域の災害リスクを分析するうえで、最初に本町の地理的・地形的特性について触れる。

本町は、岐阜県の最西部に位置し、北側は福井県、南側は不破郡、揖斐郡池田町、大野町、東側は本巣市、西側は滋賀県と接している。

本町の南西部から北西部にかけては、標高1,100～1,300m前後の山々がそびえ、その山間を縫うように揖斐川、坂内川、日坂川、根尾川、粕川などが流れている。山間部を流れる河川は揖斐川に注ぎ、根尾川は大野町南部で揖斐川に合流している。これらの河川を利用して、徳山ダム、横山ダム、久瀬ダム、西平ダムがあり、水力発電による電力供給と治水の役割を果たしている。

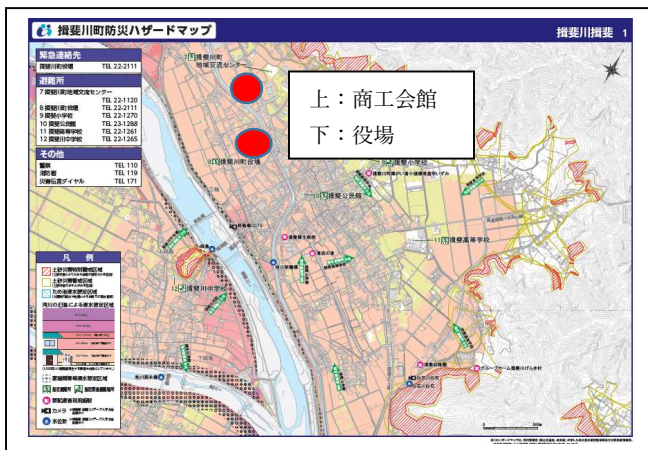
また、本町の南東部は、濃尾平野の最北端に位置する平坦地となっており、市街地及び田園地帯となっている。

本町の地形は、東西方向約20km、南北方向約35kmで、ほぼ南北に長い長方形を成し、総面積は803.44km²で、町域の91.1%が森林、農用地が2.2%、宅地が0.9%である。



(1) 地域の災害リスク

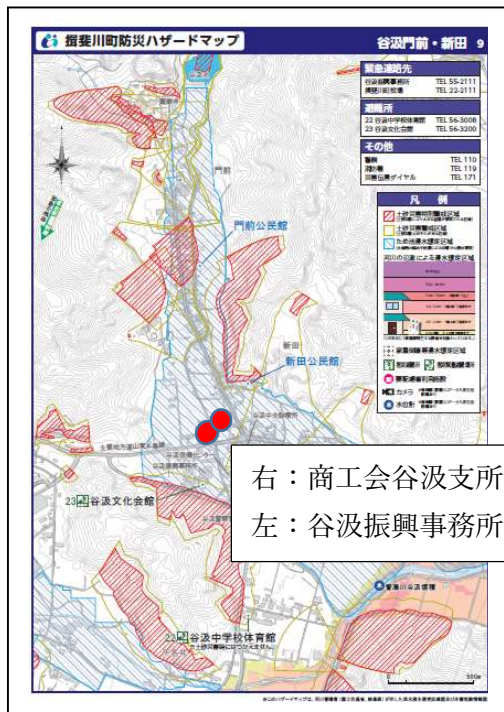
本町内には、揖斐川、坂内川、日坂川、根尾川、粕川などが流れ、その両側には山並みがせまり、急傾斜が多いため、土砂災害をはじめ風水害等の災害対策は重要である。本町の面積は800km²以上あり、かつ山間地が多いところから、また地域の特性を把握するため、本庁（旧揖斐川町）及び振興事務所（旧谷汲村・久瀬村・藤橋・春日村・坂内村）周辺の「揖斐川町防災ハザードマップ（L2）」にて検証する。



三輪地区（役場周辺）

揖斐川の氾濫等により浸水被害が想定される部分がある。

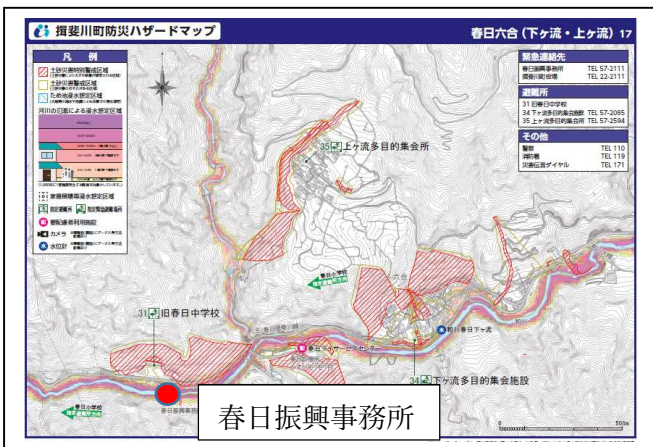
土砂災害特別警戒区域があるが、概ね住宅への被害は少ないと考えられる。



谷汲門前地区

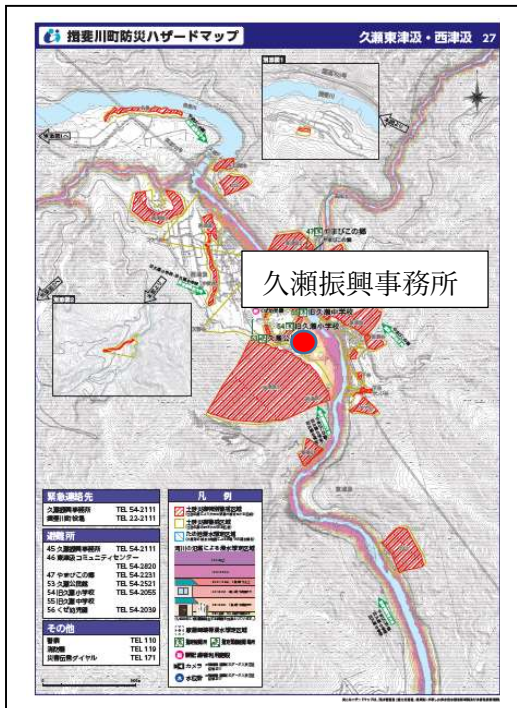
谷汲山華厳寺裏山から参道及び谷汲振興事務所まで、ため池決壊等による浸水が想定れる。

また、参道の一部が土砂災害特別警戒区域である。



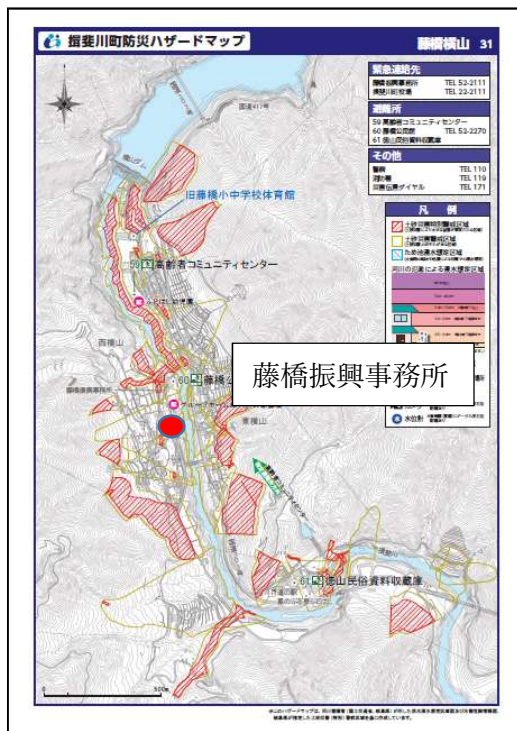
春日六合地区

春日地区は、山間と山間に流れる河川の周辺に集落が形成され、その周辺は土砂災害特別警戒区域に指定されている。



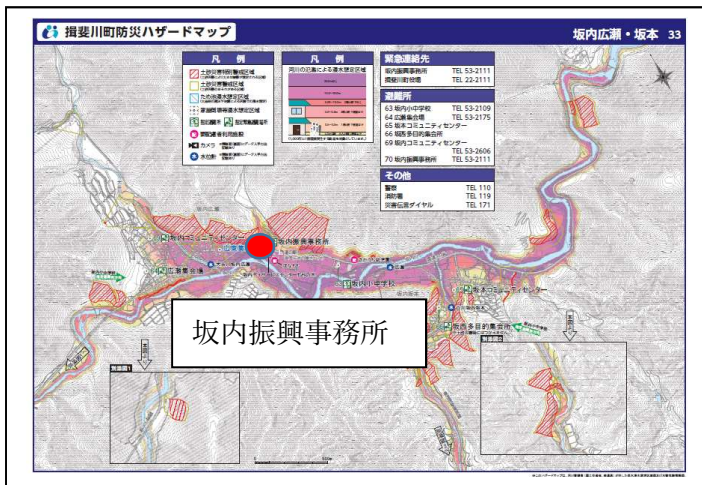
久瀬地区

集落への揖斐川等の氾濫による浸水被害区域は少ないが、他の地区同様に土砂災害特別警戒区域に重なる集落が一部ある。



藤橋地区

山間に集落が形成され、一部が土砂災害特別警戒区域に指定されている。



坂内地区

坂内川と坂内川に接続する大谷川があり、河川の氾濫による浸水被害及び他の地区同様に土砂災害特別警戒区域に指定される区域がある。

①土砂災害

本庁以外の振興事務所周辺は、全て山間地の山間に集落とともに立地され、特に勾配が強い斜面では、「土砂災害特別警戒区域」に指定されている。

土砂災害特別警戒区域：谷汲門前地区、春日六合地区、久瀬地区、藤橋地区、坂内地区

②河川の氾濫による浸水被害

本町は山間と河川周辺に集落が形成されているところから、L2レベルでの降雨により河川が氾濫すると、本町全体に大きな被害が想定される。

浸水被害区域：三輪地区、坂内地区

③ため池浸水

唯一、揖斐川町の観光スポットとなっている「谷汲山華厳寺」の裏山に谷汲池があり、大雨による越水や地震による決壊によって、谷汲山華厳寺参道の商店街及び谷汲振興事務所周辺が浸水想定区域となっている。

ため池浸水区域：谷汲門前地区

④地震

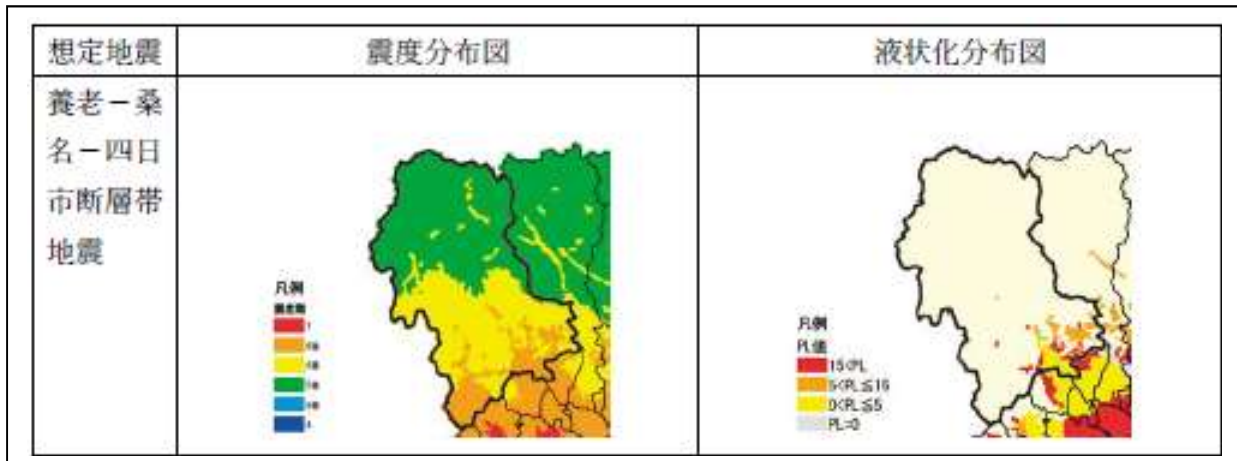
岐阜県が実施した「平成23～24年度岐阜県南海トラフの巨大地震等被害想定調査」及び「平成29～30年度内陸直下地震に係る震度分析解析・被害想定調査」の調査結果のうち、本町に最も影響を与える断層帯は以下のとおりとなっている。

- 想定する地震 養老－桑名－四日市断層帯地震
- マグニチュード 7.7
- 最大震度 6強

【被害想定】

(あ) 震度分布・液状化分布

最大震度は6強、町域の居住区域の大半は震度6弱以上の地震動になるものと予測されている。液状化については、揖斐川・谷汲地区を中心に液状化の危険性が予測されているが、P L値（液状化可能性指数）が15を超える危険度大の地域は町域面積比率で2%であり、全体として危険度は高くはない。



(い) 建物被害・人的被害等

建物被害については、町全体の28.7%（5,625棟）が全壊・半壊の被害を受けると予測されている。また、午前5時に想定地震が発生した場合、町人口の6.8%（1,791人）が死傷し、避難者は町人口の19.1%に達すると予測されている。

		養老-桑名-四日市断層帯地震(午前5時に発生した場合)	備考
建物被害	全壊	1,885棟	町域の建物総数の9.6%に相当(※1)
	半壊	3,740棟	町域の建物総数の19.1%に相当(※1)
火災による焼失		5棟	
人的被害	死者	106人	町人口の0.4%に相当(※2)
	負傷者	1,147人	町人口の4.4%に相当(※2)
	重症者	216人	町人口の0.8%に相当(※2)
	要救助者	322人	町人口の1.2%に相当(※2)
避難者		5,000人	町人口の19.1%に相当(※2)

※上記（あ）（い）は、揖斐川町国土強靱化地域計画より

⑤感染症

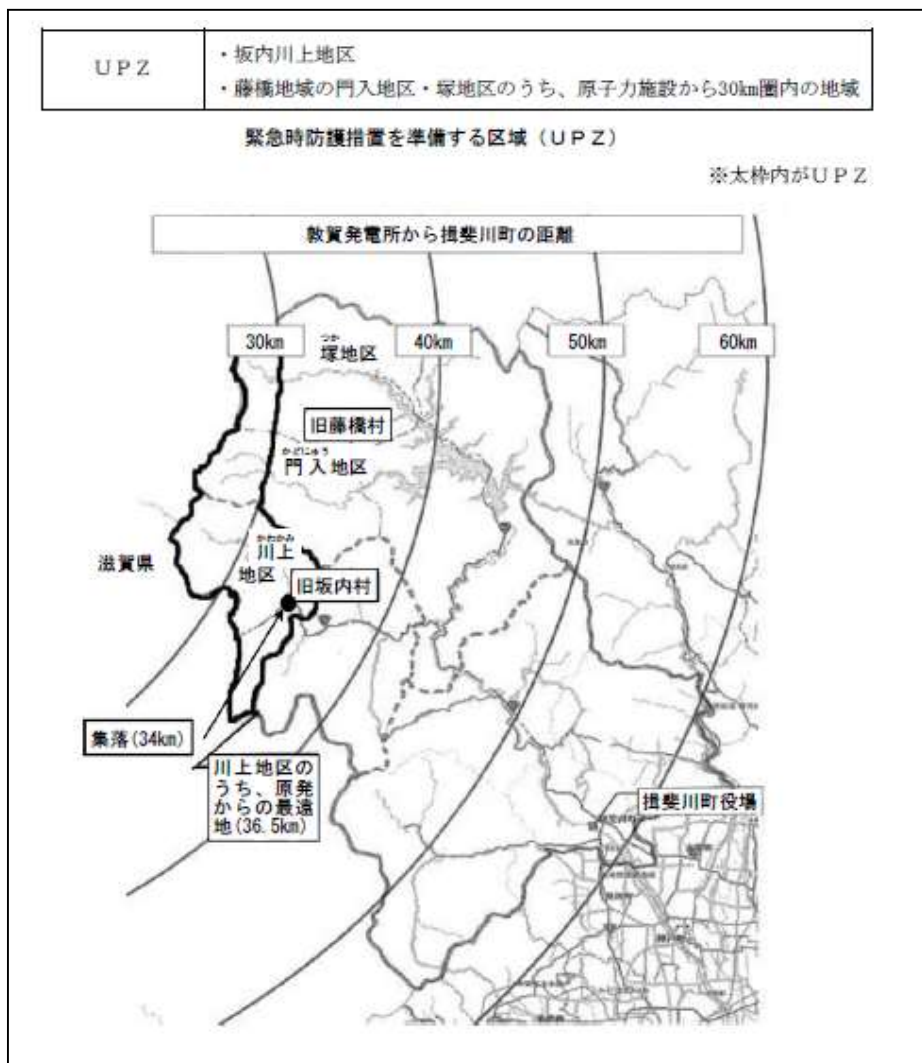
新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、揖斐川町においても多くの町民の生命及び

健康に重大な影響を与える恐れがある。

⑥原子力災害

揖斐川町は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約25キロに位置しており、揖斐川町周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が揖斐川町に及ぶこともある。影響が及ぶと想定される原子力発電所（事業者）は、約60キロ圏内に、3事業者4発電所がある。

岐阜県の「放射性物質拡散シミュレーション結果」によると、東京電力㈱福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質が放出された場合、風向き、風速、降雨等気象条件が重なれば、揖斐川町の地域が影響を受ける可能性が示されている。



(2) 商工業者の状況

・商工業者等数 916人 ・小規模事業者数 758人

(出典：平成28年経済センサス活動調査)

平成28年 経済センサス

業種	商工業者		小規模事業者	
	企業数	割合	企業数	割合
農林漁業	17	1.86%	14	1.85%
鉱業、採石業、砂利採取業	4	0.44%	3	0.40%
建設業	203	22.16%	193	25.46%
製造業	125	13.65%	94	12.40%
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0.22%	2	0.26%
情報通信業	3	0.33%	3	0.40%
運輸業、郵便業	19	2.07%	12	1.58%
卸売業、小売業	242	26.42%	189	24.93%
金融業、保険業	11	1.20%	9	1.19%
不動産業、物品賃貸業	14	1.53%	13	1.72%
学術研究、専門・技術サービス業	31	3.38%	24	3.17%
飲食業	89	9.72%	67	8.84%
宿泊業	11	1.20%	10	1.32%
生活関連サービス業	76	8.30%	69	9.10%
教育・学習支援業	17	1.86%	16	2.11%
医療・福祉	12	1.31%	11	1.45%
複合サービス	12	1.31%	10	1.32%
サービス業（他に分類されないもの）	28	3.06%	19	2.51%
計	916	-	758	-

(産業構造の特徴)

・揖斐川町の産業構造は、商工業者の割合で見ると、卸売業・小売業＝26.4%、建設業＝22.1%、製造業＝13.6%に、小規模事業者で見ると、建設業、卸売業・小売業と順番が変わるが、卸売業・小売業及び建設業で半数を占める構造となっている。

・地理的な特徴としては、旧谷汲村は、谷汲山華厳寺の参道があるところから飲食業・小売り業の割合が多く、旧春日村・久瀬村・藤橋村・坂内村は、建設関連事業者の割合が多い。

(3) これまでの取組

①揖斐川町の取組

- ・揖斐川町地域防災計画の策定（平成19年2月に計画され、一般対策編・地震対策編・原子力災害編の計画をもって構成、直近では平成30年3月に改訂。）
 - ・揖斐川町国土強靱化地域計画の策定（令和3年3月に計画、計画期間5年間）
 - ・総合防災訓練の実施（年1回実施、直近では令和2年9月に実施※令和3年度：中止）
 - ・防災備品の備蓄
 - ①設置保管場所 町内28カ所
 - ②食品・生活必需品・資機材の3分野の47種類を準備
 - ③上記②以外に給水タンク・ポリ容器・給水袋・応急復旧用資機材等を旧町村ごとに保有
- 上記内容は、小中学校・公民館等に保管され、地域の特性に合わせて物資が保管されている。物資等の詳細は、揖斐川町地域防災計画資料編（p1109）の防災用備蓄物資等一覧表に掲載。
- ・新型インフルエンザ等対策行動計画の策定（平成25年4月）

②本会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知（管内の中小企業、小規模事業者に対し中小企業庁発行の広報冊子を巡回時あるいは窓口にて配布）
 - ・ビジネス総合保険制度等保険への加入促進
 - ・防災備品（スコップ、トランシーバー、懐中電灯、予備電池、水・非常食等）の備蓄
 - ・岐阜県商工会連合会によるBCPや事業継続力強化計画をテーマとした研修会を受講し、支援スキルの向上を図った。
- 令和元年11月29日：事業継続力強化支援計画制度研修会 2名受講
令和2年8月4日・9月3日、令和3年9月13日：事業継続力強化支援コーディネーター派遣制度による専門家指導 各日4名受講。

II 課題

(1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内の小規模事業者の防災・減災・感染症対策に対する意識は必ずしも高くなく、事業者BCPの策定など、事前対策の取組が進んでいる事業者は中規模以上の事業者の一部にとどまっている状況である。

(2) 商工会の支援体制について

事業継続力強化支援を進めるにあたり、保険・共済等の自然災害の影響を軽減するための取組や事業者BCPの策定など、防災・減災・感染症対策に関する知識やノウハウ等が不足しており、効果的な事業者支援を行うための人員が十分でない。

(3) 商工会自身の事業継続について

本会では、事業継続計画は策定しているものの、災害等の緊急時に事務局において事業継続にかかる具体的な体制やマニュアルが整備されておらず、発災後の対応事項等が明

確になっていない。

(4) 町と商工会との連携について

発災時の具体的な連絡体制や、復旧支援にかかる連携体制が構築されていない。

III 目標

近年、地震・水害等の自然災害及び新型コロナウイルス等の感染症が全国各地で数多く発生しており、揖斐川町においても様々な災害が想定される。揖斐川町と本会が連携しながら、大規模災害発生時においても、早期復旧し事業活動が継続できるよう、中小企業・小規模事業者の経営の強靱化を図ることを目標とし、次の取組を行う。

(1) 事業者の防災・減災・感染症対策について

地区内小規模事業者に対して、巡回指導等により、自然災害のリスクや事前対策の必要性を周知するとともに、事前対策の必要性を認識した小規模事業者が具体的な取組を進められるよう、事業者BCP策定セミナー等を通じて、事業者BCP作成にかかる支援を実施する。

更に、フォローアップとして、小規模事業者の事業者BCP等の取組状況の確認を行う。

(目標件数)

◇事業継続力強化支援 巡回又は窓口指導件数 年：45件

◇事業者BCP策定セミナーの開催 年：1回

◇事業者BCP作成支援事業者数 年：6事業者

◇事業者BCP作成事業者数 年：3事業者

(2) 商工会の支援体制について

岐阜県商工会連合会が主催する県下商工会の経営指導員を対象とした研修会を受講し、事業継続力強化支援を進めるにあたって必要な防災・減災対策に関する知識やノウハウ等を習得する。

更に、経営指導員以外の職員もBCPセミナー等へ積極的に参加をし、事務所内の情報交換会において、支援ノウハウ等を共有し、職員の資質向上を図ることにより支援体制を充実させる。

(3) 商工会自身の事業継続について

本会の事業継続計画に基づき、災害等緊急時には災害対策本部を立ち上げ、人命を最優先として初動対応を行い、事務所内の被害が一定程度落ち着いた段階で、応急対策を行い事務局機能が継続できるよう、具体的な体制・マニュアルを整備する。

また、防災訓練実施時に、事業継続計画の見直しを検討する。

(4) 揖斐川町と商工会との連携について

発災時における連絡体制を円滑に行うため、本会と揖斐川町との間における被害情報報告ルートを構築する。発災後、速やかな復旧支援、ひいては復興支援が行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年1月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

本会と揖斐川町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

<1. 事前の対策>

平成30年3月に改定された「揖斐川町地域防災計画」・令和3年3月策定「揖斐川町国土強靱化計画」並びに平成26年6月改定「揖斐川町新型インフルエンザ等対策行動計画」と整合を図りながら、本会の防災に関し処理すべき事務または業務の大綱について整理し、発災時に混乱なく緊急対応に取り組めるようにする。

(1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

①周知啓発

- ・巡回等指導時に、ハザードマップや新型コロナウイルス感染症に係る業種別ガイドライン等を用いながら、事業所立地場所の自然災害時のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策(事業休業への備え、土砂災害補償等の損害保険・共済加入等)について説明する。
- ・巡回等指導先については、ハザードマップの土砂災害想定エリア等を踏まえ、自然災害のリスクが高いと想定される事業者から優先的に実施する。
- ・自然災害による従業員等の帰宅困難者への対応も含め、防災備蓄品として食品の確保に加え、感染症対策としてのマスク・消毒液等も含めて周知(啓発)する。
- ・その他、本会が発行する商工会たより、ホームページ等において、国の施策の紹介やリスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

②セミナー等の開催

- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、主に小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーを開催する。
- ・各支援機関や金融機関等と連携して、小規模事業者に対して防災・減災対策の必要性等を説明し、事業者BCP策定の取組への意識付けを行う。

【年間開催予定】セミナー1回

- ・巡回等指導やセミナー等を通じて、前向きな小規模事業者に対し、事業者BCP(即時に取組可能な簡易的なもの含む)の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。

(2) 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・本会は、令和3年1月に事業継続計画を策定しており、今後は自然災害発生時に確実な運用がなされるよう、年1回の定期的な訓練実施と内容の見直しを図る。

(3) 関係団体等との連携

- ・岐阜県商工会連合会と連携協定を結ぶ東京海上日動火災保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、小規模事業者等を対象に普及啓発セミナーを共催する。加えて専門相談を通じてアドバイスを行うとともに、リスクマネジメントとしての損害保険の紹介を実施する。

(4) フォローアップ

- ・セミナーに参加した事業者や、巡回指導等で事業者BCPの策定支援を行った事業者の取組状況を確認し、適宜見直しを図るよう支援する。
- ・災害発生リスクが高いものの、事業者BCPを策定していない事業者については、巡回等で声掛けを行い、リスクの認識と事前対策実施の必要性を訴えていき、事業者BCPの策定へとつなげていく。
- ・本計画の進捗管理や見直しを行うため、揖斐川町商工観光課担当者と本会法定経営指導員が年1回程度情報共有等を図る。

(5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（当地で震度6強）が発生したと仮定し、揖斐川町との連絡ルートの確認等を行う（訓練は必要に応じて実施する）。

< 2. 発災後の対策 >

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

(1) 応急対策の実施可否の確認

① 自然災害の際の対応

(揖斐川町における職員の安否確認)

発災後、動員・伝達系統により安否確認を行い、職員の出勤可否及び出勤可能時間を確認する。

(本会における職員の安否確認)

緊急連絡網による電話やSNS等により発災後1時間以内を目途に安否確認を行い、職員の出勤可否および出勤可能時間を確認する。

(揖斐川町と商工会間における連絡方法、情報共有の方法)

- ・発災後2時間以内を目途に、揖斐川町商工観光課と商工会との間で、安否確認の結果や大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を共有する。
- ・連絡方法は、電話連絡を基本とし、必要に応じてFAX、メールを活用する。これらの通信機能が使えない場合は、役場本庁舎が近距離にあるため身の安全を確保した上で出向き情報を伝達する。

②感染症の際の対応

- ・国内感染者発生後には、職員の体調管理を行うとともに、事務所の消毒、職員へのマスクの着用及び手洗い・うがい等の徹底を図る。
- ・感染症流行や新型インフルエンザ等対策措置法第32条に基づき政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、揖斐川町で取りまとめた「揖斐川町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、揖斐川町と連絡を取り合い、必要な情報の把握と提供・共有を行う。
- ・感染症流行時においても事業継続ができるように、商工会BCPに基づき、支所の活用や交代制勤務の導入など、対策を講じる。

(2) 応急対策の方針決定

- ・揖斐川町商工観光課長と本会事務局長（不在時の代行者：法定経営指導員）との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員全員が被災する等により応急対応ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、24時間以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。
ほぼ被害がない	<ul style="list-style-type: none"> ・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、本会と揖斐川町は以下の間隔で被害情報を共有する。
なお、被害状況等により情報共有の間隔（回数等）は適時変更をする。

発災後～翌日	随時共有する
3日目から7日目	1日に3回程度共有する
2週間目～3週間目	1日に2回程度共有する
4週間目～1ヶ月間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・窓口

	第一順位	第二順位
揖斐川町商工観光課	課長	係長
揖斐川町商工会	事務局長	法定経営指導員

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ①自然災害発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域での活動を行うことについて決める。
- ③本会と揖斐川町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。

（初動対応）

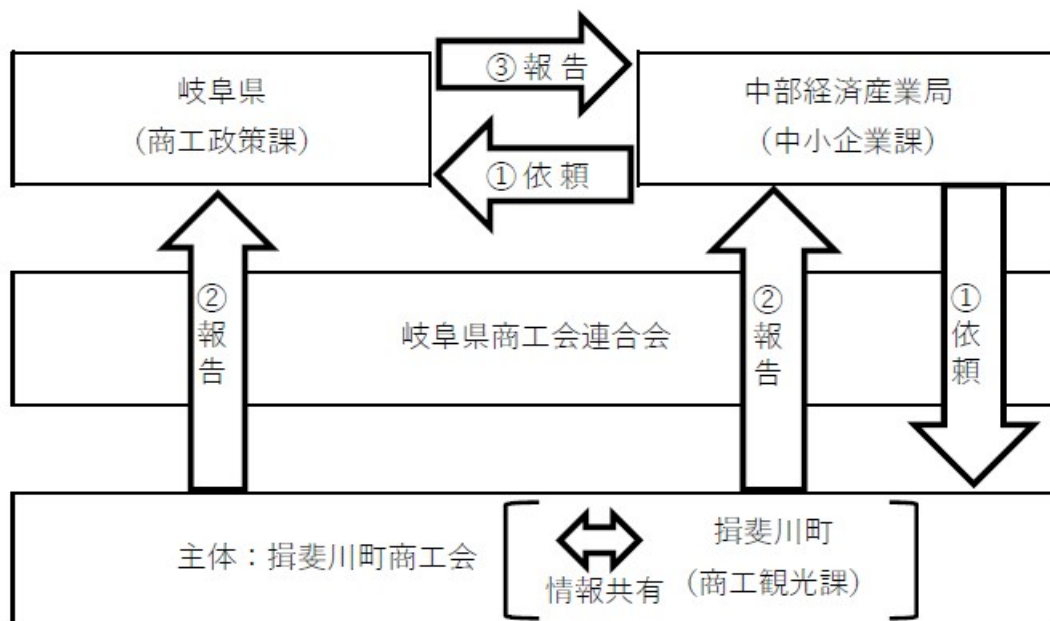
- ・本会と揖斐川町は、発災後24時間程度を目処に、大規模な被害があるかなど、経済被害の規模感を掴むための大まかな被害概況を確認し情報共有する。
- ・本会と揖斐川町が共有した情報を、本会より岐阜県商工会連合会を介して岐阜県（商工政策課）及び中部経済産業局（中小企業課）に報告する。

（被害実態の把握）

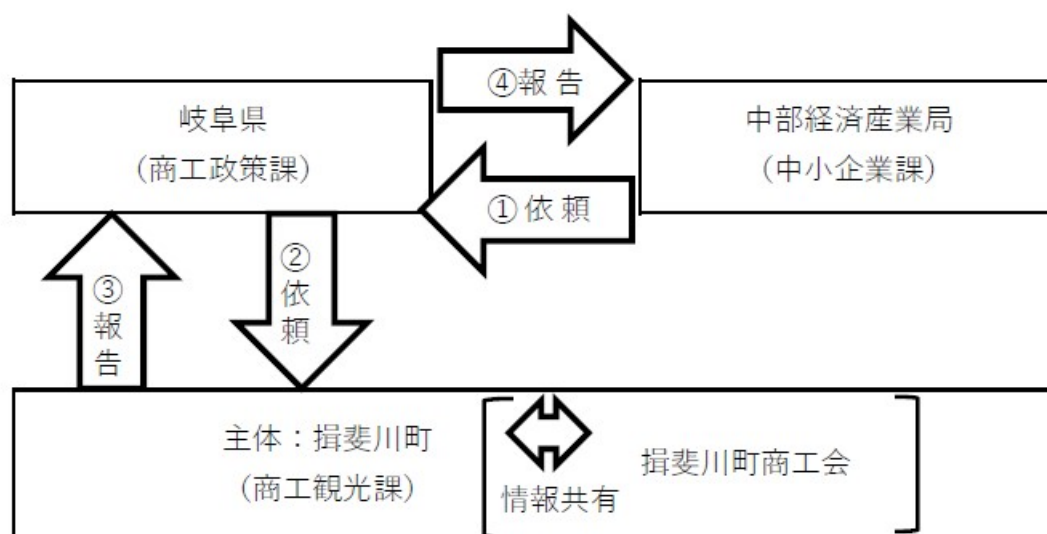
- ・大まかな被害概況の把握の後、発災後5日～1週間程度を目処に、本会は個々の被害事業者に係る事業所名や業種、被害額等について確認し揖斐川町と情報共有する。
- ・揖斐川町は、関係機関及び本会からの報告を受け、商工業及び観光施設の被害状況を掌握する。
- ・揖斐川町と本会が共有した情報を、揖斐川町から岐阜県（商工政策課）へ報告する。
- ・本会は、被害実態の把握に対応して収集した情報は、全国商工会連合会の商工会業務災害システムを用いてデータ蓄積を図り、関係機関との共有、報告に活用する。

< 被害情報の流れ >

（初動対応）



(被害実態の把握)



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ①相談窓口の開設方法について、揖斐川町と相談する（本会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する）。
- ②安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国・県・町等の施策）について、地区内小規模事業へ周知する。
- ⑤感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

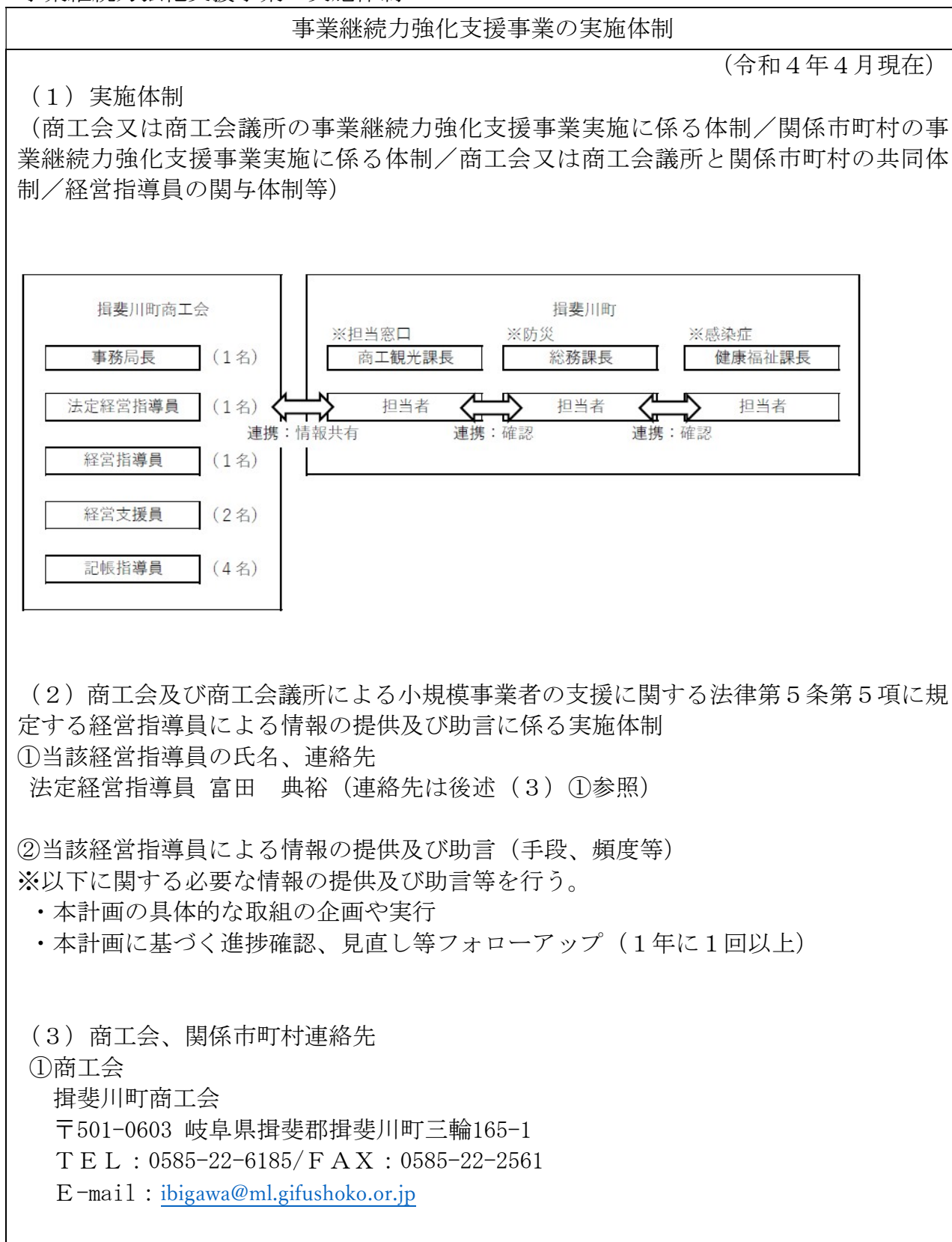
- ①県の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を岐阜県商工会連合会等に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



②関係市町村

揖斐川町商工観光課

〒501-0603 岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪133

T E L : 0585-22-2111/ F A X : 0585-22-4496

E-mail : kankou@toun.ibigawa.lg.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに岐阜県に報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位：千円)

	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度	R 7 年度
必要な資金の額	560	560	560	560	560
セミナー開催費	150	150	150	150	150
事業者 BCP 策定支援 専門家派遣費 @40,000×6 社	240	240	240	240	240
事業者 BCP 実行支援 専門家派遣費 @40,000×3 社	120	120	120	120	120
防災・感染対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
・会費収入及び揖斐川町補助金

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等